

・会議の日時及び場所

日時 平成28年2月8日(月)午後2時05分

場所 小山市立中央公民館 試写室

・会議の組織人員

人数 5人

・出席委員

1 番 福井 崇 昌

2 番 神山 宜 久

3 番 福地 尚 美

4 番 新井 泉

5 番 西口 絹 代

6 番 酒井 一 行

・説明のため本会議に出席した職員

教育部長 片柳 理 光

教育総務課長 添野 雅 夫

学校教育課長 中島 利 雄

生涯学習課長 細井 典 子

生涯スポーツ課長 田口 正 剛

車屋美術館副館長 鈴木 一 男

博物館長 水川 和 男

中央図書館長 栗原 要 子

・書記

教育総務課課長補佐兼総務政策係長 森川 忠 洋

・議題

報告事項

1 教育総務課

- ・寄付受入れについて
- ・叙位叙勲の伝達について
- ・小山市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正について

2 生涯スポーツ課

- ・第66回県南五市対抗親善駅伝競走大会の結果について
- ・第57回栃木県郡市町対抗駅伝競走大会の結果について
- ・第8回栃木県小学生駅伝競走大会の結果について
- ・平成27年度大会結果速報について

3 中央図書館

- ・小山市立図書館窓口業務委託(変更)契約について
- ・平成28年度中央図書館休館日について

4 博物館

- ・博物館まつり・博物館友の会作品展の実施について

5 車屋美術館

- ・第35回企画展「ポジャギー朝鮮半島の民衆的工芸」展
併設展示「碓井ゆいーshadow workー」開催について

6 生涯学習課

- ・おやままなび通帳表彰式及びおやまシニア大学卒業式・記念講演会について

審議事項

1 学校教育課

- ・小山市幼児ことばの教室指導員の委嘱について ※可決
- ・小山市食物アレルギー専門医設置規則の制定等について ※可決

2 生涯学習課

- ・小山市桑市民交流センターの設置に伴う公民館条例の一部改正について ※可決

3 中央図書館

- ・小山市立図書館設置条例及び同管理規則の一部改正について ※可決

4 車屋美術館

- ・平成28年度企画展観覧料及び特別無料公開日の設定について ※可決

・議事内容

○添野教育総務課長

皆さん、こんにちは。それでは、2月の定例教育委員会を始めるにあたり、会議録署名につきましては、神山委員にお願いいたします。

それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

○福井委員長

それでは、ただいまより平成28年の2月の定例教育委員会を開会いたします。

報告事項に入ります。

私からは特別ございませんので、教育長からお願いいたします。

○酒井教育長

1月15日以降の主なものについてご報告を申し上げます。

19日、教頭研修会を開きまして、小中学校教頭に対して、本年度のまとめの時期に入るので、各学校評価等を適切に行うとともに、それを生かして次年度につなげるよう指示等をさせていただいたところでございます。特に学力、体力の充実、さらには安全・安心な学校づくりなどについて指示をさせていただきました。

教育長部会が毎週行われているわけでございますけれども、22日、終日でございますけれども、教育長部会に参加をいたしました。

23日の土曜日でありますけれども、コミュニティースクールを推進しております各学校の関係者が集まりまして、学校内協議会委員研修ということで、それぞれの学校あるいは学校区で行われている情報等の交換をした後、今後の望ましいあり方について研修を進めさせていただきました。

それから、25日には絹公民館で、絹地区の小中一貫校の推進委員会を開かせていただきました。現在、校名のあり方あるいはどのように平成29年の4月に向けて進めていくかということについて、意見を聴取しているところであります。

28日木曜日、教育長部会で行いました。

それから、29日の金曜日でございますけれども、防災教育セミナー、これは毎年2回行っておりますけれども、東海大学の重川希志依先生をお迎えいたしまして、今回の水害を受け、教育委員会としては避難所の対応に当たっていくわけでございますけれども、各学校からのいろいろな課題等に、あるいは成果等について意見を出していただきまして、今後のあり方について検証を深めてまいりました。

それから、2月に入りまして、大変お世話になりましたけれども、4日には、教育文化保健体育功労者表彰式ということで大変お世話になりました。ありがとうございました。

5日の金曜日、教育長部会を開いております。

それから、乙女中学区の小中一貫校に関する地域説明会ということで、6日が生井公民館、そして7日、しらさぎ館におきまして説明会を開かせていただきました。

なお、6日、7日と公民館まつりが豊田で行われたわけでございますけれども、関係の皆様には大変お世話になりました、ありがとうございました。

以上でございます。

○福井委員長

続きまして、教育部長からお願いします。

○片柳教育部長

私からは、平成28年の第1回市議会定例会についてでございます。本日配付いたしました資料のとおり、2月17日から3月15日まで、会期28日間ということで開催されます。

今議会につきまして、教育委員会関係の議案としましては、本日の議案となっております、アレルギー専門医設置に伴います報酬条例の一部改正、桑地区市民交流センター開設に伴います公民館条例と図書館設置条例の一部改正、それとさきに教育委員会でご審議いただきました、自治会への集会所無償貸与に伴います同和対策集会所設置条例の一部改正。条例改正等について4議案を提案させていただくことになっております。

また、一般質問でございますが、先週の金曜日に一般質問の締め切りがございました。今回からと質問の仕方が変わって、会派ごとに質問をします。会派の中で関連質問があればそこでやる。そこに関係ないものについては個人質問という形に変わりました。今回、4つの会派から5つの質問、また3個人から4つの質問ということで、合わせて9つ質問が出ております。

内容についてはまた来月報告させていただきます。

以上でございます。

○福井委員長

続きまして、教育総務課長からお願いします。

○添野教育総務課長

教育総務課からは3点でございます。

3ページをごらんいただきたいと思っております。寄附の受け入れ報告ということで、図書カードのほか蔵書の寄附でございます。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思っております。叙位叙勲の伝達についてということで、

去る1月の25日に伝達を行いました。下野市にお住まいだった海老原丘様でございます。

それから、5ページをごらんいただきたいと思います。こちらは、小山市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正についてということで、規則の改正でございます。こちらは、昨年の法改正、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴って、抜けていたもので、文部科学省から通知が後で来たものでございます。

こちらに趣旨に書いてありますとおり、今後任命される教育長は、教育委員会の補助機関たる地位を有さず、市長の権限に属する事務の補助執行を行えなくなるということでございます。したがって、補助執行者を教育部長に変更する旨の改正を行うものでございます。

内容につきましては、7ページの新旧対照表をごらんいただければわかりやすいかなと思います。一番頭の現行、「教育長の補助執行」に対しまして、「教育部長の補助執行」、そして「教育長をして」というところが「教育部長をして」となります。

その後の11号につきましては、住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付等々でございまして、こちらについては出張所業務ということで、公民館の業務ではございませんので、関連して削除させていただいたものでございます。

同様に、第3項につきましても同じでございます。

第2項については、同じように「教育長」を「教育部長」と変更するものでございます。

以上、報告3点でございます。

○福井委員長

続きまして、生涯スポーツ課長からお願いします。

○田口生涯スポーツ課長

それではまず、10ページをお開きください。1月11日、恒例となりました第66回県南五市対抗駅伝大会でございます。Aチームが2位、Bチームが8位ということで、昨年の最下位から若干上がりまして、総合3位ということで結果を報告します。

続きまして、11ページ、第57回栃木県都市駅伝、これにつきましてはAチーム11位、Bチーム26位ということで、前年より若干は回復しておりますけれども、やはり低位ということでございましたけれども、一番下にありますように、区間賞で伊東航己選手、白・足利の選手でございますけれども、受賞しております。

続きまして、12ページでございます。都市駅伝と同時に、栃木市総合運動公園の中で第8回栃木県小学生駅伝競争大会。8回目にして小山市は初めて参加いたしました。結果については、(5)でありますように、小山市Aチームは19位、小山市Bチームは27位ということで、今後の強化が求められております。

続きまして、13ページは大会速報でございます。先日行われましたグランドスラム体育大会において、66キロ級、海老沼匡選手が優勝しております。リオへの道につきましては、今後4月2、3日で行われます全日本選手権、これで優勝が求められているという報道があります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○福井委員長

続きまして、中央図書館長からお願いいたします。

○栗原中央図書館長

それでは、中央図書館から2件でございます。

1点目、小山市立図書館窓口業務委託(変更)契約についてでございます。14ページをごらん

いただきたいと存じます。中央図書館は、平成26年度から平成28年度の3カ年窓口業務の委託を実施しているところでございます。平成28年4月、新たに開館する(仮称)桑分館につきまして、現在委託している小山分館、間々田分館と同様に、窓口業務を委託するために請負契約の変更を行うものでございます。

変更箇所でございますが、3の(5)、小山市立中央図書館(仮称)桑分館が追加となります。

委託期間でございますが、平成26年4月1日から平成29年3月31日ですけれども、変更は平成28年4月1日からです。

委託業者は、今までどおりシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社でございます。

委託料につきましては、年額3,862万800円でございます。

それから、委託業者の研修についてでございますけれども、(仮称)桑分館に図書、備品等を設置してから現地で研修を行う予定でございます。3月下旬を予定しております。

2点目でございます。15ページをごらんいただきたいと思っております。平成28年度中央図書館休館日についてでございます。平成28年度は、図書館の電算システムの入替え作業のために、これは11月1日に新しいシステムに入れかえになるのですが、中央図書館、各分館、各公民館図書室・配本所、小山城南市民交流センター内の配本所ともに一斉に休館することが必要なために、10月22日土曜日から10月31日月曜日の10日間を特別整理期間を兼ねて休館いたします。休館日のカレンダーは、16ページをごらんいただきたいと存じます。

以上2点、よろしくお願ひいたします。

○福井委員長

続きまして、博物館長からお願いします。

○水川博物館長

17ページをお開きいただきたいと思っております。博物館まつり・博物館友の会作品展の実施についてであります。

趣旨につきましては、記載のとおりであります。

日時でありますけれども、博物館まつりにつきましては、3月の6日日曜日、午前10時から午後3時を予定しております。また、友の会の作品展につきましては、3月6日から3月13日までの期間を企画展示室で予定しております。

博物館まつり・友の会作品展の実施内容等につきましては、ここに記載のとおりでありますので、皆様のご来場をお待ちしております。よろしくお願ひいたします。

○福井委員長

続きまして、車屋美術館副館長からお願いします。

○鈴木車屋美術館副館長

18ページ、第35回企画展、「ポジャギ—朝鮮半島の民衆的工芸—」展、併設展示「碓井ゆい展」の開催についてでございます。

今回の展示につきましては、朝鮮王朝時代のチマチョゴリの端ぎれを利用したポジャギ、パッチワークですけれども、ポジャギの展示となります。展示期間は、4月16日から6月19日になります。

それから、7番目、特別無料公開日、これは後で、審議事項でまたご検討をお願いしたいものでございますので、案でございますけれども、みどりの日、5月4日、こどもの日、5月5日、県民の日、6月12日の日曜日を予定しております。

関連事業につきましては、記載のとおり、ワークショップを3回、それから学芸員によるギャラリー

トークを1回予定しております。

以上です。

○福井委員長

それでは

生涯学習課長。

○細井生涯学習課長

ここにつづり込めなかったのですが、追加で配付させていただいた報告事項でございます。件名は、おやままなび通帳表彰式及びおやまシニア大学卒業式・記念講演会についてでございます。

3年間のシニア大学の全課程を修了した、今回6期生が卒業する見込みでございます。それに伴いまして、卒業式を開催いたします。

内容でございますけれども、それにあわせまして、おやままなび通帳表彰式ということで、75歳以上の高齢者への表彰状授与も行います。

記念講演といたしまして、今回は栃木県シルバー大学校南校を卒業された方々、お二人お招きしております。浜田氏と石濱氏の記念講演会を開催したいと思っております。

以上です。

○福井委員長

それでは、報告事項につきましては以上でございます。

これらにつきましてのご質問、ご意見などをお願いいたします。

新井委員どうぞ。

○新井委員

5ページのところで、「今後任命される教育長は」ということで、補助執行者をということなのですが、これはいつからこういうことになるのでしょうか。今後任命されるというのは、いつの時点からでしょうか。

○福井委員長

教育総務課長。

○添野教育総務課長

現在の酒井教育長の教育委員としての任期が、ことしの9月30日でございます。ですから、そこまでということでございます。それから10月1日以降に、今度は新しく任命されるということでございます。

なかなかわかりにくいと思うのですが、8ページの新教育委員会制度における補助執行の考え方についてという、文部科学省から来ました文章がございますので、こちらを読ませていただきます。

現行制度における教育長は、教育委員会の補助機関であり、一般職の職であるため、地方自治法第180条の2「補助機関の事務を補助する職員」に該当する。このため、地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部について、教育長に対して補助執行させることができる。

一方、平成27年4月1日から施行される新教育委員会制度における新教育長は、執行機関である教育委員会の補助機関ではなく、その職自体が教育委員会の構成員となることから、地方自治法第180条の2の「執行機関の事務を補助する職員」に該当しないこととなる。このため、新教育長に対して、地方公共団体の長の権限に属する事務の一部を補助執行させることはできないことと

なる。ただし、引き続き、教育次長などの事務局職員に対して補助執行させることは可能である。

これを踏まえ、各自治体におかれては、必要に応じ、補助執行に係る規定等の見直しを検討していただきたい。

なお、委任については、現行と変更がなく、新教育長に対し、委任を行うことは引き続き可能であるということでございます。

〔「意味が……」と呼ぶ者あり〕

○添野教育総務課長

これまでは、市の教育委員会制度というか、小山市の場合には現行のまま継続して旧制度を引きずっているものですから、現在の段階では、ここに書いてあるとおりの執行機関の事務を補助する職員に該当するのですが、今度10月1日には新たな新教育委員会制度の新教育長になりますので、そうするとその執行機関の事務を補助する職員には当たらなくなるということで、補助執行そのものができなくなるということです。したがって、教育長にではなく、教育部長にさせるということでございます。

○福井委員長

9ページのところで、3条、4条が委任に関するところですよ。

○添野教育総務課長

はい。

○福井委員長

5条が補助執行ということで書いてありますよね。これなど具体的に、これのほうがわかりいいかもしれない、具体項目としてはね。

○添野教育総務課長

教育長委任というのは、こういう主だったところなのですけれども。

○福井委員長

3条、4条は、従来どおりというか、新教育長のという形ですよ。

○添野教育総務課長

はい。

○福井委員長

5条だけが教育長から教育部長に行くということで。

○添野教育総務課長

はい。

○福井委員長

その5条の(11)というのは、これを削除することなのかな。

○添野教育総務課長

こちらは公民館の業務ではないので……

○福井委員長

そうですね。

○添野教育総務課長

教育部長が執行するものではない。

○福井委員長

我々教育委員にとっては、特段別に変更したことはないですよ。

○添野教育総務課長

はい。

○福井委員長

ただ、職務上、事務の分掌が変わったという感じだね。

ほかにいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○福井委員長

では、私から質問で、中央図書館の窓口業務委託変更契約という形ではありますが、この中で桑分館、これは仮称ですけれども、今新しくつくっているところがそれになるわけですが、間々田分館、小山分館とありますけれども、この面積や蔵書数など細かいところはどのようになっていますか。

中央図書館長どうぞ。

○栗原中央図書館長

それでは、桑分館の面積ですけれども、約150平米ほどございます。これは間々田分館の1.5倍です。それに伴いまして、蔵書数も約2万冊を想定していますが、開館当初から全部準備できるものではございませんので、開館当初は1万冊ぐらいで今準備を進めているところでございます。分館という位置づけでは、もちろん小山分館が一番大きいわけですけれども、より一層図書館サービスは充実させることができると考えております。

○福井委員長

ちなみに比較としては小山分館、これはどのぐらいなのですか。

○栗原中央図書館長

これは約400平米ほどございます。

○福井委員長

蔵書数は。

○栗原中央図書館長

書庫を含めてでございますので、約7万冊近くございます。

○福井委員長

では、結構充実しているのですね、桑分館も。広さもね。

○栗原中央図書館長

はい。小山分館は書架の高さが高かったり、使いやすさからいきますと、やはり新しくできた桑分館のほうが、開放的な感じもしますし、居心地もいい空間で設計されています。利用率からいきますと、小山分館が利用がやや減っているというような現状が見られます。

○福井委員長

わかりました。

福地委員どうぞ。

○福地委員

中央図書館長にお尋ねしたいのですが、間々田の保護者の方からの提案なのですが、夏休みなどに図書館でお勉強したい子がいると。それで、間々田の人たちは、しらさぎ館が開放にならないので、中央図書館まで行くらしいのです。そこを、しらさぎ館の一部を開放していただくなどそういう方向ではやっつけられないのでしょうかということでした。

○福井委員長

中央図書館長。

○栗原中央図書館長

間々田分館は、先ほど申し上げましたとおり、図書館というスペースは非常に少なく、狭いところなのですけれども、非常によく皆さんに利用していただいています。また、学習室なども欲しいという要望も届いているのですが、なかなか使わせていただくスペースが現状としてはないという状況でございます。ただし、中央図書館につきましては、第2集会室(学習室)というところがございます。そのほかにもいろいろなところで子供たちが独自に学習しやすいスペースをたくさん設けています。中央図書館は、かなり遠くからもご利用なさっているようですので、現在では、中央図書館をご利用いただくことでお願いするしか方法はないのかなと思っています。

○福井委員長

桑分館に関してはどうですか。

○栗原中央図書館長

桑分館につきましては、学習室という形ではやはり設けてはいないのですが、間々田分館より閲覧席が10席ほど多くございます。

議案書の41ページ。図面があります。

こちらを見ていただくとよろしいかと思えます。

正面から見まして多目的ホールの向かい側が図書館スペースになるわけです。

それから、この図面は少し配置図が違っているのですが、流線型になっているところに閲覧席が設けてあります。窓際なのですけれども、非常に心地いい空間になるのではないかなと思います。一人一人座れるようなスペースをとっておりますので、学習室までには難しいかと思えますが、この席などをご利用いただくとよろしいかなと思っております。

図面は、初期の配置図ですので、書架の配置も少し変わっております。こちらを参考にさせていただけるかと思えます。

○福井委員長

福地委員どうぞ。

○福地委員

間々田分館なのですけれども、小さい方が多いらしいのですよね。

○栗原中央図書館長

そうですね。

○福地委員

とてもにぎやかで、勉強するという、そういう感じではないらしいのです。できれば、そういうスペースがどこかでいただけたらと思います。

○栗原中央図書館長

間々田分館は、どこのスペースも非常によく利用されていて、人気があるようなのです。学童保育館もございますので、学童の子供たちが、お話会に定期的に来てくださったり、非常によく利用してくださっている現状があります。

○福井委員長

ほかにかがででしょうか。

[発言する者なし]

○福井委員長

車屋美術館にお聞きしますけれども、ポジャギ、パッチワークというのが、非常に歴史的なパッチワークを展示するということですが、これは今現在各公民館の中でパッチワークというのは非常に盛んなのですよね。非常にいい企画だなと思いますけれども、特徴としてはどんな特徴があるのですか。今公民館まつりで、まさしくそのパッチワークはどここの公民館でもあるのかなというような感じなのですけれども、何か特徴というのはありますか。

車屋美術館長どうぞ。

○鈴木車屋美術館副館長

パッチワークですので、特徴といいますのは、いわゆるチマチョゴリの端ぎれを使ってやるということで、一般の布とはまた違った趣があると思います。

○福井委員長

模様などが違うのかな。

○鈴木車屋美術館副館長

パッチワークですので、つくるものは壁かけですとかテーブルクロスですとか、同じようなものをつくるのですが、趣が出てきて、日本の一般的なものとは異なるということです。

○福井委員長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○福井委員長

それでは、報告事項につきましては、ただいまの報告のとおりで承認してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、報告事項につきましては以上でございます。

続きまして、審議事項に入ります。

議案第1号 教育委員会職員の人事に関し教育長に代理させる件についてということでありま
す。これについての説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○添野教育総務課長

議案第1号でございますが、これは昨年からこういう措置をとらせていただいていたわけなのですが、今年度につきましては、教育委員会の日時が、当初3月は3月11日を設定していたのですが、都合により3月17日に変更をさせていただくことになりました。

ということで、3月11日に部課長、係長級の内示があるわけなのですが、いとまがないということ
ですけれども、内示でございますので、17日の定例教育委員会において答申いただいて、決定
いただくという形をとらせていただきたいと思います。

したがいまして、今回については、そういうことで、この審議事項そのものを取り下げさせてい
ただければと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○福井委員長

わかりました。

それでは、議案第1号は取り下げということであります。

それでは、議案第2号に入ります。小山市幼児ことばの教室指導員の委嘱ということで、これについての説明をお願いいたします。

学校教育課長。

○中島学校教育課長

それでは、学校教育課から2件審議事項がございますが、まず議案第2号といたしまして、小山市幼児ことばの教室指導員の委嘱についてご審議をお願い申し上げます。

議案書は、21ページから24ページまでになっております。これは、現在委嘱されている4名の指導員が平成28年3月31日で任期満了になるため、次年度の指導員を委嘱するものでございます。

委嘱者につきましては、議案書の23ページに4名の委嘱者が載っておりますが、いずれも再任でございます。任期は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間となります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○福井委員長

議案第2号の説明は以上であります。これについて審議をお願いいたします。

いずれの指導員の方も何期かやっていらっしゃるベテランということでありますので、特別異議がなければ原案どおり決定したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、議案第2号は原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第3号に入ります。小山市食物アレルギー専門医設置規則の制定ということであります。これについての説明をお願いいたします。

学校教育課長。

○中島学校教育課長

では続きまして、議案第3号 小山市食物アレルギー専門医設置規則の制定等についてご審議をお願いいたします。

議案書は、25ページから35ページまでございます。これまで本市では、平成26年6月に改訂いたしました、学校給食における食物アレルギー対応の手引等によって、学校給食における食物アレルギー問題に対して対応してまいりましたが、平成27年3月に国のほうから、学校給食における食物アレルギー対応指針が出されたことから、この指針に従いまして、各自治体でも、専門的立場から指導、助言をいただく小児アレルギーの専門医を設置するための規則の制定並びに、報酬及び費用弁償に関する非常勤特別職の条例の別表の中に、アレルギー専門医を位置づけたというご提案を申し上げます。

議案書26ページに趣旨及び理由が示されております。おもな内容として、未然防止と諸問題に対応するために、専門的な立場から助言をいただくものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○福井委員長

議案第3号の説明は以上であります。これについての審議をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○福井委員長

私から。このアレルギー専門医という形ではありますが、これは今までの学校医と同じように各学校

ごとに置くという解釈でよろしいのですか。

学校教育課長。

○中島学校教育課長

これは学校ごとではなくて、小山市として小児アレルギー専門医を新たに委嘱するというものでございます。県内でアレルギー専門医または指導医の認定を受けている医師が非常に少なく、実際に制度化を図ろうとしているのが、宇都宮市、栃木市、足利市です。小山市も体制を整備するため、規則を制定し、2名の予算措置を考えています。非常勤特別職に位置づけるため、今度の議会で、条例改正の一部改正を提案するものでございます。

現在市内で、アレルギーをもっている児童生徒がかなりおりまして、給食後や過激な運動をした後に、突然発作を起こし、救急搬送されるという事例が昨年、ことしと出ております。このため専門的な立場からいろいろとアドバイスを日ごろからいただけるように専門医を置くことをご提案させていただくような次第でございます。

○福井委員長

この職務に関してア、イ、ウと3つありますけれども、これはいずれも今現在小山市では既に教育委員会で対応していますよね、教育委員会の方で。この辺をさらに専門家を交えて充実するという解釈でよろしいのですか。

学校教育課長。

○中島学校教育課長

専門医を委嘱するとともに、専門医も含めまして、いわゆるアレルギーの対策の検討委員会等を定期的に行い、給食関係者や学校関係者を交えまして、いろいろアドバイスをいただくということを考えております。

○福井委員長

ありがとうございます。

神山委員どうぞ。

○神山委員

具体的に中身が見えないのだけれども、専門医に頼んだ場合、専門医の勤務体系はどういう体系になるのか。それから、小山市に対して、具体的な仕事というのはどんな仕事なのかというのは、漠然としていてわからないのだけれども、その辺。

○福井委員長

学校教育課長。

○中島学校教育課長

先ほど申し上げましたけれども、専門医が非常に限られておりますから、小山市で対策検討委員会などを開催するときに、事前に日程調整等をしていきたいと考えております。あるいは個別にお聞きしたりしたいと考えております。

○福井委員長

神山委員どうぞ。

○神山委員

その個別相談というのが何回あるかわからないけれども、全部で年間で19万8,000円。これは1人の分、2人の分。

○福井委員長

学校教育課長。

○中島学校教育課長

1人について19万8,000円です。

○神山委員

1人について。

○中島学校教育課長

そうです。

○神山委員

何回お願いしても同じ。

○中島学校教育課長

そう頻繁には来られないと思います。

○神山委員

この金額でうんと言ってくれる先生がいるかどうかだ。それもあるよね。

○福井委員長

ほかにいかがでしょうか。

新井委員どうぞ。

○新井委員

こちらはアドバイスをいただくだけで、治療までは頼めないですよ。離れている場所にいらっしゃるの、そのときにこういう対応ということはできないですよ。

○福井委員長

学校教育課長。

○中島学校教育課長

治療までは想定していないものですから。

○福井委員長

教育総務課長。

○添野教育総務課長

議会の関係で中座させていただきます。大変申しわけございません。

○福井委員長

わかりました。

福地委員どうぞ。

○福地委員

アレルギーの先生をお願いするということよりも、給食室においての、このぐらいの面積で五、六種類のアレルギーの措置をしているわけですよ。だから、そのほうが私は先なような気もするのですが、いかがでしょうか。

○福井委員長

学校教育課長。

○中島学校教育課長

多様なアレルギーをもつ児童生徒がいることから、食事もいろいろと個別のメニューをつくり対応させていただいていますが、やはり専門的な立場での相談ができる体制づくりも進めていきたいと考えております。

○福井委員長

西口委員どうぞ。

○西口委員

食物アレルギーに関しては、例えば5名しか県内でいっしょにいないということであれば、小山市だけにとどまらず、悩みは同じだと思いますので、こういう事例があつてこうだったとか、市町村を超えて連携というか情報の共有なども必要になってくるのではないかなと思うのです。やはりそういう症状が起きたときの緊急の対応というのは、まさに大変ですから大切だと思うのです。それを未然に防ぐということは予防という意味で大切だと思いますし、いろんな事故も起きていますので、そういうことも必要ではないかなと感じたところですけども。

○福井委員長

学校教育課長。

○中島学校教育課長

実際、各市町、下都賀地区、県単位に学校保健会などの組織があります。地区医師会も栃木地区と小山地区と分かれています。検診関係も内容によって小山地区医師会と、県の保健衛生事業団の両方に委託しております。情報共有は必要と考えます。

○福井委員長

これは一つの条件整備というか、そういうことで、行政のそういうアレルギーに対する条件整備の一つとしてやるわけでしょうけれども。

次の28、29ページに案が載っております。これは、今言ったことが過不足なく、任期などいろいろな項目が入っていると思いますけれども、29ページに一番わかりやすく表で入っております。今までのものに食物アレルギー専門医というのを1つプラスするというふうにも考えてもらってよろしいのではないかなと思うのです。

そのほかいかがでしょうか。

神山委員どうぞ。

○神山委員

この表で見ると、食物アレルギー専門医と書いてあつて学校と書いてないですね。そうすると、学校に限らず小山市全般を対象にするということですか。

○福井委員長

学校教育課長。

○中島学校教育課長

こちらは、28ページに設置規則(案)がございますが、そちらの第2条にありますように、学校関係を対象としております。子供たちや保護者、学校並びに教育委員会の相談に応じてということです。

○神山委員

こちらで学校を限定しているわけですね。

○中島学校教育課長

はい。

○福井委員長

福地委員どうぞ。

○福地委員

「学校」と入れてしまうと、その1校に限られてしまうので。

○神山委員

ああ、そうなのだ。

○福井委員長

ほかにいかがですか。

〔発言する者なし〕

○福井委員長

それでは、議案第3号につきましては原案どおり決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、議案第3号は原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第4号に入ります。小山市桑市民交流センターの設置に伴う公民館条例の一部改正ということでございます。これについての説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

○細井生涯学習課長

議案第4号 小山市桑市民交流センターの設置に伴う公民館条例の一部改正について、どうぞ審議よろしくをお願いいたします。

36ページから42ページでございます。37ページをお開きください。平成28年4月に(仮称)小山市桑市民交流センターの開館を予定しているところでございます。小山市桑市民交流センターにつきましては、桑出張所、桑公民館、高齢者サポートセンター桑絹、図書館桑分館等の複合施設として整備しております。これに伴い、小山市公民館条例の一部改正を行うものです。

内容としまして、公民館の位置の変更、公民館の施設並びに使用料の変更でございます。

施行期日は、この条例は平成28年3月28日から施行するということで、どうぞ審議をよろしくをお願いいたします。

参考資料としまして、38ページですけれども、改正後をごらんください。小山市大字羽川858番地1になります。

別表第2の(1)、公民館研修室等使用料、名称が大分変わりました、多目的ホール、あと会議室1から4、あと料理実習室、工作室、和室。

下のほうを見ていただきますと、(2)でシャワー室がありまして、シャワー使用料、1人30分につき100円ということで、使用料につきましては小山市使用料手数料審議会で審議しまして、市長に答申があった使用料でございます。

次に、39ページです。桑市民交流センターの概要です。先ほど図書館分館ということで500平米ということで話がありました。

40ページがその位置図です。大沼の東側に位置します。

次に、先ほどもごらんいただいた配置図ですが、これは初期の施設配置図で、市民生活課から私どもにこのように送られてきているのですが、実は多目的ホールも、左がステージになっているのですが、どうやら器具庫というか、机とか椅子とかを格納するほうにステージがつくということで、先ほどの図書館分館の閲覧席が窓際を向いているといった事と併せて配置が少し変わっておりますが、このようになっております。

以上でございます。どうぞ審議をよろしくをお願いいたします。

○福井委員長

議案第4号の説明は以上であります。これについての審議をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○福井委員長

私から。施行期日というのは、平成28年の3月28日ということになっていて、実際に今使えるのは、供用開始が4月1日ということですが、この3月28日という日付はどんな意味がありますか。

○福井委員長

教育部長。

○片柳教育部長

この28日は、多分出張所が業務を始めるのかな。

○栗原中央図書館長

28日は内覧会の予定と聞いております。

○片柳教育部長

内覧会。

○片柳教育部長

形式上は28日オープンということで、実質の供用開始が4月1日ということで、形としては、3月28日にこういう形になるという形で、実際は4月1日ということによろしいのかと思います。図書館もそうだよな。

○福井委員長

どうぞ。

○栗原中央図書館長

27、28日で引っ越しで、29日から出張所業務が開始するというで聞いています。

〔「29日」と呼ぶ者あり〕

○栗原中央図書館長

ええ。出張所はそれでいいのですが、図書館だけが委託の関係がございまして、別の日で設定しています。

○福井委員長

それが4月1日から。

○栗原中央図書館長

はい、そうです。

〔「いや、聞いていません」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

図書館の業務開始は4月1日からという形ですか。

○栗原中央図書館長

はい、そうです。契約がどうしても4月1日からですので、その前は研修予定日になっています。

○福井委員長

これは別に問題ないでしょうね、日にちは。

○細井生涯学習課長

4月1日施行なので、この日から始まるということで。

○福井委員長

ほかにかがででしょうか。

〔発言する者なし〕

○福井委員長

これは直接今日の議題とは関係ないのですが、この桑市民交流センターというのは、ほかの館にはない特色など、何かそういうのはありますか。赤ちゃんの駅なんていうのはどうなの。

生涯学習課長。

○細井生涯学習課長

赤ちゃんの駅はどこ公民館にもあります。例えば中央公民館ですと、赤ちゃんの駅というのは、和室にお母さんと赤ちゃんをお連れして、そこで授乳していただいています。

○福井委員長

そういう意味か。

○細井生涯学習課長

でも、おっしやった、ちゃんとしたお部屋が設けられる、赤ちゃんの駅と今地図のほうに入って…

…

〔何事か呼ぶ者あり〕

○細井生涯学習課長

小さい地図で……

○田口生涯スポーツ課長

図書館の東側の部屋の北側のところに赤ちゃんの駅と入っていますよね。これがそうです。

〔「見えない」と呼ぶ者あり〕

○田口生涯スポーツ課長

ここのワンルームというか室続きが子育て支援課であったような気がします。

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

福地委員どうぞ。

○福地委員

しらさぎ館は水害の関係で、1階に公民館の大事なものを置くと危険ではないかと私は前々から思っているのですが、こちらの場合はそういう水害対策は大丈夫なのでしょうか。

〔「多分大丈夫でしょう」と呼ぶ者あり〕

○福地委員

しらさぎ館はとても心配しているのです。

○福井委員長

生涯学習課長。

○細井生涯学習課長

特に桑市民交流センターにつきましては考えておりません。

○福井委員長

それでは、主に今回は38ページのこの一覧表に載っているとおり、新しくできるのに伴って、位置や、住所が当然変わったり、それから使用料も、部屋の数も変わるということ……

○神山委員

差しかえだと、ここ違う。

〔「委員長、済みません」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

差しかえなのだ。

今質問が来ました。差しかえはどうですか。

生涯学習課長。

○細井生涯学習課長

実は最近来たのですけれども、差しかえの39ページ、この1枚物を見ていただいてよろしいですか。

この附則です。附則の第2項なのですけれども、この条例の施行後5年を超えない範囲内において、社会経済情勢の変化等を勘案し、別表第2に定める公民館研修室等使用料について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとするということがどうやら抜けていたということで、審議会のときにこれが出たそうなのです。やはり社会情勢で、すごく公民館使用料って安価なものですから、そのときの状況などの話が出て、このように附則第2項として追加をするということ。

○神山委員

そういうことでしたか。

○福井委員長

新井委員どうぞ。

○新井委員

こちらにシャワー室というのがあるのですけれども、ここには運動関係のお部屋はないですよね。でも、設けたということですか。

○福井委員長

生涯学習課長。

○細井生涯学習課長

そのように聞いています。恐らく運動できる、例えばしらさぎ館もそうですけれども、運動場がございませぬ。今度桑市民交流センターにつきましては、シャワー室があつて、ここでシャワーが浴びられる……

○福井委員長

グラウンドがあるかどうかということ。

○新井委員

プールなどならシャワー室はありますけれども、体育館など、そういうのがないのにあるから、これはどうしてなのかなと思つて。

〔「避難所として使うからシャワー室があるとか」と呼ぶ者あり〕

○新井委員

シャワーが何室ぐらいあるのですか。

○細井生涯学習課長

3つぐらいですかね。

○福井委員長

この交流センターというのは、結構運動で使つて居るのです。城南交流センターを見ると、ダンス

をやったり空手をやったり、運動で使っているのが意外とあります。だから、そういう意味もあるのかもしれないですね。そこでははっきりわからないですけども。確かに見ると、ダンスのグループや卓球をやっている人、あとは空手をやっているグループとか……

○福地委員

そういうスポーツはやれるわけですね、多目的ホールは。

○福井委員長

やれます。

○神山委員

多目的ホールが使えるのだよね。

○福井委員長

使えます。城南交流センターを見ますと、現実にはやっています。

西口委員どうぞ。

○西口委員

もし震災などいろいろあったときに、ここが避難所として使われる場合は、お水が出ればですけども、このシャワー室が必要かなと思います。またここは桑ということですけども、桑地区だけの人が利用するというのではなく、広く使われるのでしょうか。その条件などは書いてあるのですか。

○福井委員長

生涯学習課長。

○細井生涯学習課長

市民生活部は拠点となる施設を順次整備していくのですが、間々田、城南、そして桑地区、そして次に大谷という話を聞いていますので、例えば桑地区、絹地区、広い範囲で想定していると思っております。今西口委員からお話がありましたように、確かに避難所という施設にしても、シャワーがあると、いいのかなと。そういうふうに応用で考えているかと……

○福井委員長

教育部長。

○片柳教育部長

基本的には、これは桑にあるだけで小山市民全部一緒です。間々田でも間々田の方しか使えないわけではないので、あくまでも小山市全体の施設ですから、どなたが使っていただいても、それはもちろん大丈夫です。

それと、間々田はグラウンドがあるのでですけども、桑も、全体に桑の大沼東側の平地林があるのでですけども、そういったものを活用した施設であるとか、もしかしたらグラウンドの要望もあるのかなということで、今回交流施設ということで先行しますけれども、全体の計画があって、今後また整備を順次されていくのかなというふうに思います。その一環の第一弾ということなのかなというふうに思います。

計画があったのも、もう10年ぐらい前にあった話ですけども、間々田がありまして、今度桑が、先ほど課長からがありましたように、次に大谷という、その次に美田という感じで、いわゆる市民交流センターということで拠点施設をつくるということの計画というふうに聞いております。

ですから、どこの施設も市民、市民以外でも誰でも使えるということです。

○神山委員

しらさぎ館の場合は、間々田の人ではないと使わせないというのが最初はありました。

○福井委員長

いや、ない、ない。

○神山委員

あった。断られた。間々田の人が届けないとだめと言われたことがある。

○福井委員長

教育部長。

○片柳教育部長

間々田につきましては、市民交流センターとは違う、いわゆる公民館部分や福祉部分については、市の施設なのですけれども、一部「住みよい間々田」という部分で、1部屋専用的に使っている部分が当初はあったのです。多分そこだと思うのです。それ以外は全部市の公民館と一緒にですから、それはもう絶対できませんので。西側に小さい事務室みたいなものがありまして……

〔「今もあるの」と呼ぶ者あり〕

○片柳教育部長

今もあると思うのですけれども、その部分については管理している「住みよい間々田」が主に使うということで、そこのお話だと思います。それ以外の部分については、それは絶対あり得ませんので、あくまでも市の施設ですから。

○福井委員長

あとは、これは関連ですけれども、管理者というのが、城南などは民間の自治会というか、地元の方の集まりでやっていますけれども、今回の桑の場合はどんな形態だというのは聞いていますか。

○片柳教育部長

今回も指定管理者、同じような形になるのではないかなと思います。

○細井生涯学習課長

指定管理です。

○片柳教育部長

基本的には城南と同じ形になるのかなと思います。間々田は指定管理ではないのです。

○福井委員長

そうですね。

○片柳教育部長

土日のところだけ「住みよい間々田」に願っている。いわゆる管理委託です。城南は全部委託なので。桑もそういうふうになるという話は聞いていまして、そういう形で。

○福井委員長

生涯学習課長。

○細井生涯学習課長

桑も恐らく間々田と同じようになると思います。

○福井委員長

間々田型。

○片柳教育部長

では、直営ですね。

○細井生涯学習課長

直営で例えば夜間とか土日とか、そういう部分を指定管理とか委託の形になると。

○片柳教育部長

管理委託、委託する。

○福井委員長

夜間とかね。

○片柳教育部長

はい。夜間、休日。

○福井委員長

それでは、議案第4号につきまして、特別異議がなければ原案どおり決定したいと思います、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、議案第4号につきましては原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第5号に入ります。小山市立図書館設置条例及び同管理規則の一部改正ということであります。これについての説明をお願いいたします。

中央図書館長どうぞ。

○栗原中央図書館長

小山市立図書館設置条例及び同管理規則の一部改正について、44ページ、45ページをごらんいただきたいと思います。小山市桑市民交流センター設置に伴いまして、同センター内の図書館分館の設置及び管理に関する条例及び規則の一部改正をするものでございます。

内容といたしましては、分館に「小山市立中央図書館桑分館」を加える。それから、利用者カード様式第2号に「小山市立中央図書館桑分館」を加えるということでございます。

施行期日につきましては、平成28年3月28日からでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○福井委員長

議案第5号の説明は以上でございます。これにつきまして審議をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○福井委員長

これも桑の中に新しくできるということでありまして、それに伴い付け加えるということでもありますので、特段異議なければ原案どおり決定したいと思います、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

議案第5号は原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第6号に入ります。平成28年度企画展観覧料及び特別無料の公開日の設定ということであります。これについての説明をお願いいたします。

車屋美術館副館長。

○鈴木車屋美術館副館長

47ページをお開きください。平成28年度企画展観覧料及び特別無料公開日の設定についてでございます。

まず、趣旨でございますけれども、小山市立車屋美術館条例第5条と管理運営規則第3条という規定によりまして、平成28年度の車屋美術館の観覧料を定めたいと考えております。条例につきましては、48ページの上の段に書いてございますけれども、第5条の2項に、所要経費を勘案して教育委員会が定めるものとするということが基礎になっております。

平成28年度の企画展でございますけれども、48ページから49ページに書いてございます。先ほど報告でお話ししましたとおり、第35回春の企画展につきましては、「ポジャギー朝鮮半島の民衆的工芸―」展になります。

それから、第2回目の企画展につきましては、「生誕100年 木村辰彦展」、7月2日から9月4日の間でございます。

また、37回企画展につきましては、「朝海陽子個展」になります。9月17日から11月の23日。

続きまして、第4回の企画展がアートリンクとちぎ2016「こどもと見たい川上澄生の世界」ということで、県立美術館からの所蔵品になります。

それから、これは企画展ではございませんけれども、ことしから始めました「10×15の世界(ポストカード)コンテスト展」を予定しています。

このうち観覧料につきましては、前に戻りますけれども、47ページに案を記してございます。第35回から38回の企画展につきましては、大人が400円、大学・高校生が250円、小・中学生無料にしたいと考えております。また、特別無料公開日でございますけれども、平成26年度も同じでございます。27年度も同じでしたけれども、みどりの日、5月4日、それからこどもの日、5月5日、県民の日、6月の、これは関係して6月12日になりますけれども、敬老の日、9月19日、文化の日、11月3日、勤労感謝の日、11月23日、成人の日、1月9日、7日間を無料公開日として設定したいと考えております。よろしくご審議ください。

○福井委員長

議案第6号の説明は以上でございます。これについての審議をお願いいたします。

新井委員どうぞ。

○新井委員

無料の公開日にはやっぱり入場者がふえますか。

○鈴木車屋美術館副館長

美術館の場合には年5回、企画展は4回で、そのほかに「10×15」という、これは無料なのですが、ほとんどが有料期間ということで、展示を見たい方の中には無料公開日を狙って来られる方がたくさんいらっしゃいます。ですから、人数で言いますと、平時の2倍ぐらいは入る場合もあります。

○福井委員長

福地委員どうぞ。

○福地委員

この入場料ですが、今年度も同じ値段でしたね。

○鈴木車屋美術館副館長

そうです。

○福地委員

そうですね。

○鈴木車屋美術館副館長

今までで金額が変わったのは、小川家住宅にも一緒に展示をしたとき。それについては、小川家住宅の観覧料が100円をいただいていますので、それがプラスされて500円になる場合などございますけれども、おおむね400円で大体来ています。

○福井委員長

あとは、去年はやったかどうか覚えていないのだけれども、博物館との共通券というのをやりましたよね。

○鈴木車屋美術館副館長

はい。

○福井委員長

あれは、来年度はどんな。

○鈴木車屋美術館副館長

来年度は特に考えていないのですが、最初やったのが、博物館の高橋房次展に合わせて「北海道を描く」という展示をあわせてやったものですから、関連する事業ということで共通観覧券をつくりました。それから、昨年度は市制60周年ということで、春の企画展がほぼ同じ時期に重なったものですから、そういうときに共通観覧券をということで設定させていただきましたけれども、ことしについては特段そういった事業がないものですから、共通観覧券については考えてございません。

○福井委員長

共通観覧券は幾らだったですか。

○神山委員

100円ぐらい安くなったのだけよね。

○鈴木車屋美術館副館長

そうですね。

○福井委員長

両方ばらばらに買うよりね。

○鈴木車屋美術館副館長

はい。

○福井委員長

博物館長。

○水川博物館長

博物館は常に200円なので。ですから、500円だったのかな。

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

○水川博物館長

さっきの高橋房次展は結構関心が高くて、セットの共通観覧券のほうが利用が多かったです。ただ、関連性がないと共通券が余り出ないのです。片方だけ行く人が多いのです。

○福井委員長

西口委員どうぞ。

○西口委員

車屋美術館の立地ということもありますけれども、何かあって偶然その場に居合わせた方が、では入ってみようかなということではなく、わざわざ出向くというお客様ばかりだと思うのですけれども、例えば車屋美術館がどこかに引越して、例えば今ロブレがあいた状況でありますよね。そ

ういうコーナーに車屋美術館が引っ越して、そういう展覧会をすとか、何か……そこにとどまることなく、そういう企画みたいのもおもしろいかなと思ったのですけれども。

○鈴木車屋美術館副館長

美術館の場合、国庫補助で改修しているのです。目的を設定した上で国庫補助を導入しているものですから縛りが、23年間は市できちんと使っていくという縛りがあるものですから、そのほかに移転というのなかなか難しい状況がございます。ただ、一昨年ですね、五月女政平先生の絵を教育委員会に、42点ですか、ご寄贈いただいたのですけれども、そのときは期間限定でしたけれども、ロブレのホールを使って展示をさせていただいたりということをしておりますが、あそこは商業施設で火を使ったりということもありますし、そういったことで、保存に影響を及ぼすような環境にあるものですから、長期そこに展示というのはなかなか難しい状況になっておりますので、その辺はご理解いただければと思います。

○福井委員長

西口委員どうぞ。

○西口委員

今まで過去の企画展など見ましても、すごく企画力が素晴らしいなと思っているので、ぜひ多くの皆さんが見ていただく機会、例えばホームページなどに、チラシなどは見られるような状況であるのでしょうか。例えばポスターなど検索すると、「車屋美術館」で検索して、今どんなイベントやっているかしらと見て、ポスターなりチラシなりが見られるような状況にあるのでしょうか。

○鈴木車屋美術館副館長

ポスターまで掲載しているかどうかはわからないのですが、事前に市のホームページの車屋美術館の中には、何月にこういう企画展をやりますというような情報は載せさせていただいております。

あとは、年度当初に年間スケジュールを、印刷物ですけれども、出しておりますので、それと一緒にホームページにも載せております。例えばことしの「10×15」のポストカード展なども、いろんなところに広報させていただいております、日本全国を対象にしている公募展の雑誌があるのですが、その辺に載せていただいたものですから、日本全国から応募がございまして、非常にそういう意味では広報活動も大事だなというふうに考えておりますので、そこら辺についてもこれから十分配慮していきたいなと思っております。

○福井委員長

あと、先ほどの共通観覧券なども、相乗効果があるというのは前やってみてわかっているので、美術館と博物館でダブっている企画、同じ関連性がなくても、共通観覧券というのは、ほかのまちなどに行くと、3館めぐってというのがいろいろあるのです。そういうのは全く関連性がないのです。

〔「ただ行く」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それで、これは安くなりますよみたいな、窓口で勧められるのですけれども。そんなのも、ある意味ダブっているときの常設などでやってしまってもいいような気もするのです。お互いの相乗効果があるというか。そんなのをやっているのでは、両方共通券で行ってみましょうかみたいな、気軽に行けるような、そこら辺の考えも入れていいのではないかなという気もするのですけれども。

これはこれでいいと思いますけれども、共通券に関しては、博物館と美術館で協議して、そういう、関連性がなくてもいいのではないかなという感じもするのです。そこら辺はまた後日検討してみ

てください。

〔「はい、わかりました」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

福地委員どうぞ。

○福地委員

この議題と関係ないのですが、車屋美術館と博物館の方をお願いしたいのですが、駅にポスターを貼って、すごくいいことだと思うのですが、終わったのが貼ってある。これを私が取っていいのかどうかといつも迷うのです。終わりましたら、すぐに掲示物は剥がすようお願いしたいと思います。

〔「はい、わかりました」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、議案第6号につきまして、異議がなければ原案どおり決定したいと思います、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、議案第6号につきましては原案どおり決定いたします。

審議事項につきましては以上でございます。

続きまして、次回の教育委員会の日程の説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○森川教育総務課長補佐

先ほども説明がございましたが、当初3月11日を予定しておりましたけれども、3月17日ということに変更させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

また、通知につきましては追って送らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○酒井教育長

臨時はいつだったっけ、2月25日。

17時。

〔「はい、そうです」と呼ぶ者あり〕

○新井委員

17日は何時からでしょうか。

○森川教育総務課長補佐

当初予定どおり2時ということでお願ひしたいと思います。

○酒井教育長

臨時は非公開になるので。

○福井委員長

それでは、以上をもちまして2月の定例教育委員会を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

—————閉 会 午後 3時35分—————